

地域包括支援センターの運営状況及び評価について

I 地域包括支援センターについて

1. 地域包括支援センターとは

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。(介護保険法(平成9年法律第123号))

2. 業務内容

(1) 包括的支援事業

- ①介護予防ケアマネジメント事業(法第115条の45第1号ニ)
- ②総合相談・支援事業(法第115条の45第2項第1号)
- ③権利擁護事業(法第115条の45第2項第2号)
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(法第115条の45第2項第3号)

(2) 指定介護予防支援業務

(3) 生活支援コーディネーター業務

3. 設置状況

市内27箇所

(熊本市においては、「高齢者支援センター ささえりあ」の愛称。)

4. 配置職員

(1) 保健師または経験のある看護師

(2) 社会福祉士

(3) 主任介護支援専門員

※ 上記三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、要綱に定める者を配置することもできる。

(4) 生活支援コーディネーター(H30年度より専任配置)

【主な業務】

- ①生活支援等サービスの開発及び担い手の養成
- ②関係者のネットワーク化
- ③生活支援等のニーズとサービスのマッチング
- ④協議体の設置・運営
- ⑤地域ケア計画の策定・見直し

II 地域包括支援センターの運営状況について

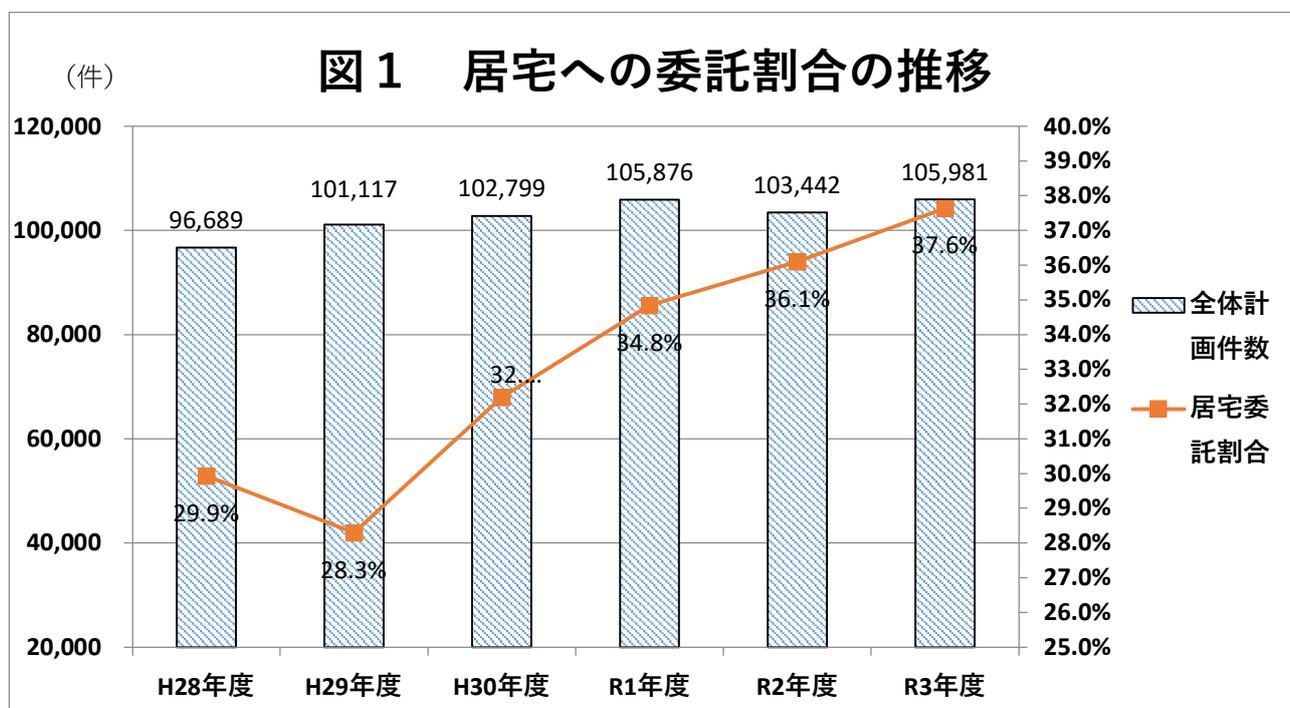
1. 介護予防ケアマネジメント事業（総合事業対象者）・指定介護予防支援（要支援1・2）

総合事業対象者及び要支援1・2の認定をもっている方に対するケアマネジメントを行う。

(1) 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの委託状況

介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への委託率は、全センターの平均で37.6%と昨年度の36.1%と比べて増加している。

これは、平成30年度より包括的支援業務の実施に支障が生じないようにセンターの保健師等の三職種1人あたりの担当件数の上限を（令和元年度は30件、令和2年度は20件）設定したことによるもの。センター間では委託率に14.5%～62.9%と開きはあるものの、委託割合は増加傾向にある。（図1）

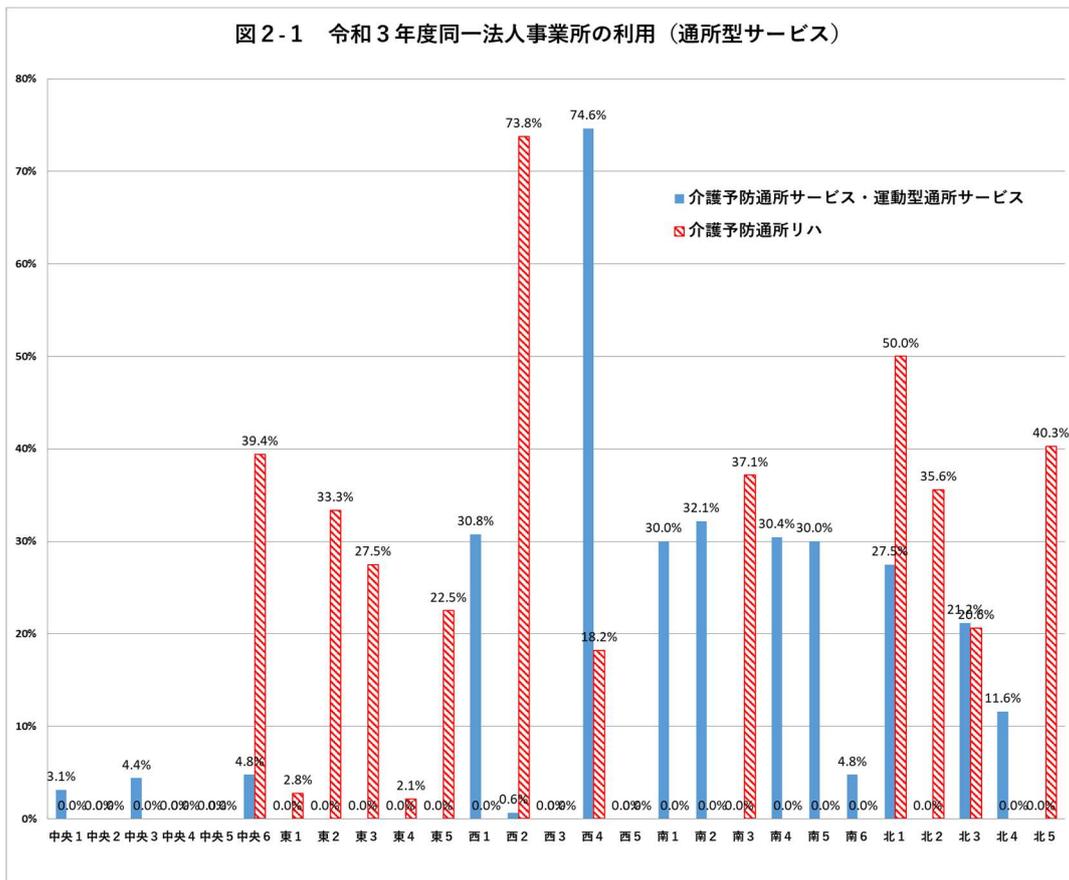


(2) 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントにおける同一法人紹介割合（図2-1）

通所型サービス（介護予防通所サービス、運動型通所サービス、介護予防通所リハビリテーション）について、同一法人の事業所利用割合が70%を越えたセンターが2ヶ所あった。要因は、圏域内に同一法人の事業所が複数あることや、圏域内に運動型通所サービスを提供している事業所が同一法人の1事業所のみであることがあげられる。

※センターの運営の中立・公平を確保するため、同一法人紹介の割合50%未満を目標としている。

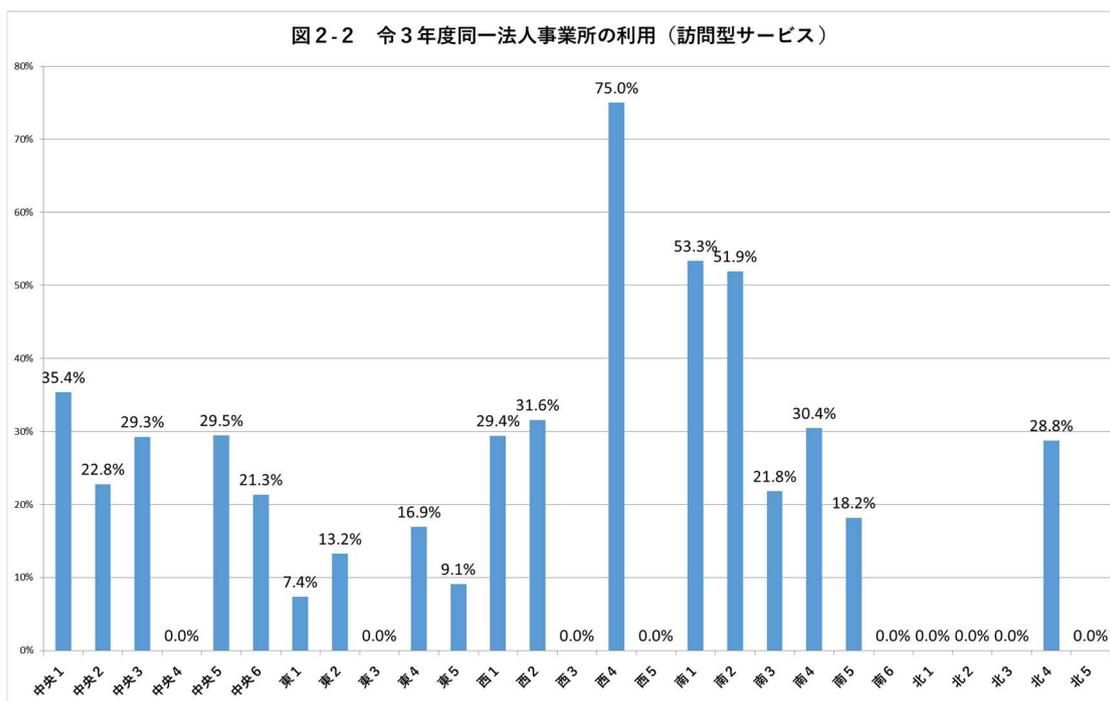
図 2-1 令和 3 年度同一法人事業所の利用（通所型サービス）



訪問型サービス（介護予防訪問サービス、生活援助型訪問サービス）については、同一法人の事業所利用割合が 70%を越えたセンターが 1ヶ所あり、地域内に事業所が少ないという地域特性が要因となっている。

圏域内の地域特性に左右されるものの、引き続き、中立・公平な運営の確保のため圏域外の事業所に対して受け入れの相談アプローチを行うとともに、地域支え合い型サービス等のインフォーマルサービスの創出に向けて働きかけを強化していく必要がある。（図 2-2）

図 2-2 令 3 年度同一法人事業所の利用（訪問型サービス）



2. 総合相談・支援事業

本人・家族・地域などからの高齢者に関する様々な相談に対応し、各関係機関と連携を図り、支援介入等を行う。

(1) 相談件数（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を含む総数）について

相談件数は、令和2年度（2020年度）はコロナ禍の影響で減少したが、令和3年度（2021年度）コロナ禍前の相談件数を上回っている。（図3）

主な相談内容は、介護保険に関することが多くを占め、件数の割合は前年度と同様の傾向となっている。（表1）

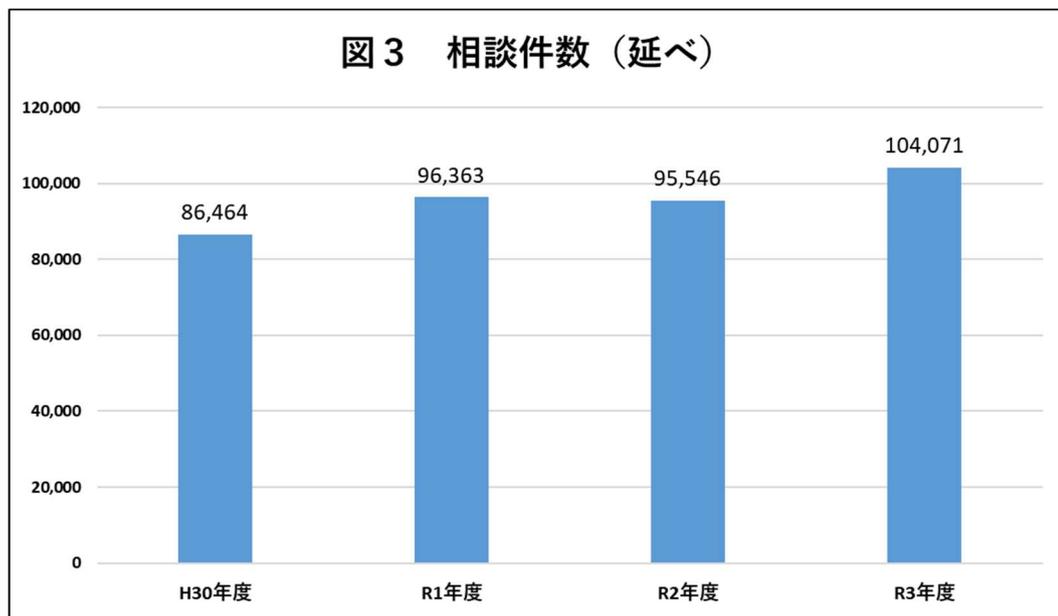


表1 相談件数(延べ)

単位: 件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
介護保険に関すること	29,855	2,769	29,665	62,289	59.9%	55,714	58.3%
在宅福祉・生活支援に関すること	5,257	609	4,179	10,045	9.7%	9,809	10.3%
保健・医療に関すること	7,401	494	3,504	11,399	11.0%	10,084	10.6%
権利擁護(虐待関連含む)に関すること	2,217	242	1,671	4,130	4.0%	3,663	3.8%
居住環境に関すること	1,454	241	1,153	2,848	2.7%	3,165	3.3%
認知症に関すること	2,027	291	875	3,193	3.1%	3,488	3.7%
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること	2,005	543	1,047	3,595	3.5%	3,037	3.2%
家族問題に関すること	713	125	397	1,235	1.2%	1,459	1.5%
経済的な問題に関すること	613	95	506	1,214	1.2%	1,234	1.3%
在宅高齢者福祉事業に関すること	652	114	445	1,211	1.2%	1,123	1.2%
その他	1,920	231	761	2,912	2.8%	2,770	2.9%
合計	54,114	5,754	44,203	104,071	100.0%	95,546	100.0%

(2) 令和3年度の相談内訳・対象者について

①相談者の内訳（令和3年度）

本人、配偶者、子ども等、家族・親族からの相談が多い。（図4）

②対象者の年齢（令和3年度）

後期高齢者となる75歳以上の相談件数が多くを占める。（図5）

図4 令和3年度相談者の内訳（延べ）

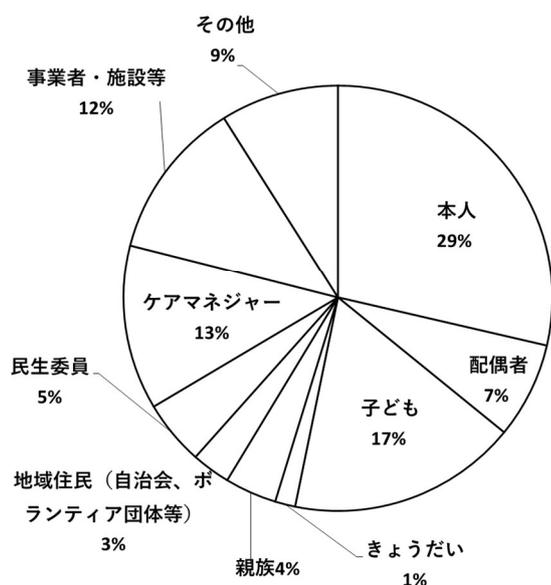
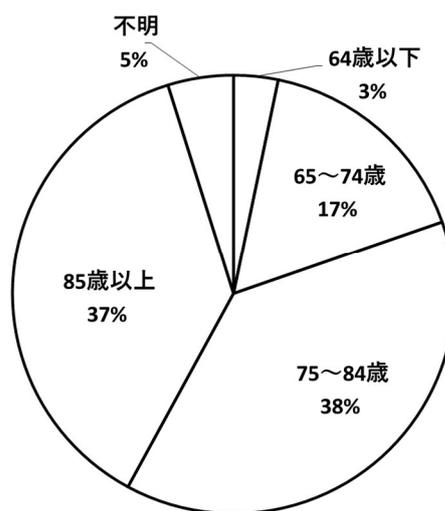


図5 令和3年度対象者の年齢（実人員）



③介護保険に関すること（令和3年度）

介護保険に関することの内訳は、サービス内容に関することや申請の手続きに関するものが多くを占めるなど、前年度と同様の傾向となっている。（表2）

表2 介護保険に関すること(延べ)

単位:件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
サービス内容に関すること	13,594	1,017	16,071	30,682	49.3%	28,357	50.9%
申請等の手続きに関すること	6,303	1,021	4,643	11,967	19.2%	10,149	18.2%
認定内容に関すること	3,262	272	2,944	6,478	10.4%	5,423	9.7%
保険料・利用料に関すること	712	82	1,027	1,821	2.9%	1,863	3.3%
その他	5,984	377	4,980	11,341	18.2%	9,922	17.8%
合計	29,855	2,769	29,665	62,289	100.0%	55,714	100.0%

④在宅高齢者福祉事業に関すること（令和3年度）

各事業の制度広報も兼ねた相談窓口としての役割を果たしている。（表3）

表3 在宅高齢者福祉事業に関すること(延べ)

単位:件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
高齢者安心支援事業	244	26	128	398	32.9%	398	24.9%
寝具無料乾燥事業	127	15	94	236	19.5%	243	16.0%
高齢者及び障害者住宅改造費助成事業関係	75	24	85	184	15.2%	173	21.4%
養護老人ホーム入所措置	112	36	39	187	15.4%	171	15.3%
家族介護用品支給事業	51	2	43	96	7.9%	72	3.2%
高齢者生活援助事業	35	9	47	91	7.5%	50	16.6%
ひとり暮らし高齢者訪問事業	8	2	9	19	1.6%	16	2.5%
合計	652	114	445	1,211	100.0%	1,123	100.0%

3. 権利擁護事業

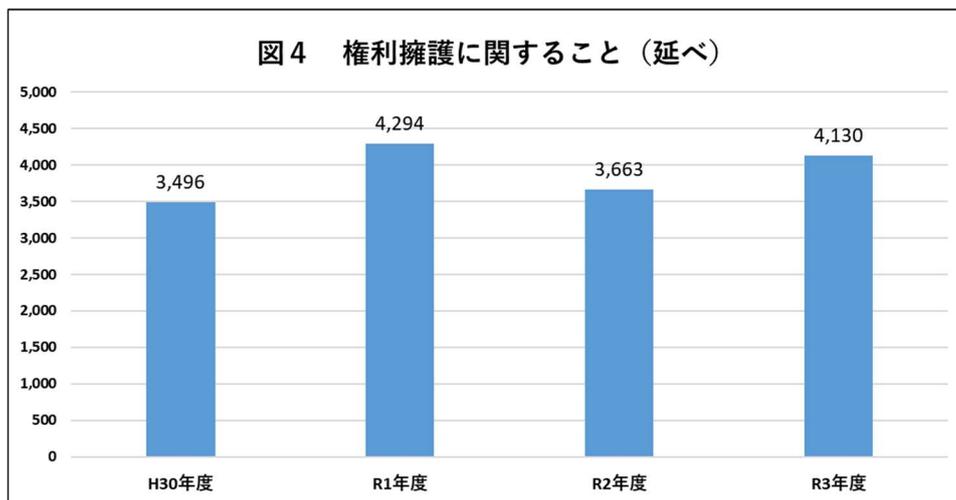
高齢者虐待に関する相談・対応や成年後見制度に関する相談・支援など、高齢者の権利を護る支援を行う。

虐待への対応に関することが増加するなど、全体件数が前年と比べて 12.7% 増加している。（表4）

表4 権利擁護に関すること(延べ)

単位:件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
虐待への対応に関すること	914	109	689	1,712	41.5%	1,319	39.1%
成年後見制度に関すること	622	60	460	1,142	27.7%	1,007	23.9%
困難事例への対応に関すること	486	56	370	912	22.1%	975	27.8%
消費者被害の防止に関すること	39	3	29	71	1.7%	73	1.7%
老人福祉施設等への措置に関すること(在宅措置等)	23	7	49	79	1.9%	60	1.7%
その他	133	7	74	214	5.2%	229	5.9%
合計	2,217	242	1,671	4,130	100.0%	3,663	100.0%



4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域のケアマネジャーからの相談に対する助言や支援を行うとともに、主治医、ケアマネジャー、そのほかの関係機関とのネットワーク構築に取り組む。

支援困難ケースについても、後方支援も含めて地域包括支援センターが、地域の介護支援専門員に対して助言・支援を行っている。前年度と比べて18.3%増加している。(表5)

表5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること(延べ)

単位:件

項 目	相 談 の 形 態			合 計	割 合	前年度	
	電 話	来 所	訪 問			合 計	割 合
介護支援専門員の日常業務に関する個別指導、相談	1,295	462	814	2,571	71.5%	2,039	67.1%
支援困難事例等への個別指導、相談	710	81	233	1,024	28.5%	998	32.9%
合 計	2,005	543	1,047	3,595	100.0%	3,037	100.0%

